

収入申告の提出について

- ・市営住宅の家賃は、毎年、入居者全員の収入や家族構成に応じて決定されます。
- ・同封の収入申告書は、令和4年4月からの家賃を決める大切な書類です。
- ・収入申告が未提出の場合や書類が足りない場合、令和4年4月からの家賃が近傍同種家賃（その住宅の最高額家賃）となります。

提出期限内に必ずご提出ください。



【お願い】 不急な外出を避けるため、郵送による書類提出にご協力をお願いします。

家賃減免制度について

家賃減免基準

最新の市・県民税課税証明書に記載されている所得割額が世帯全員が0円であること。

減免申請書の添付書類

- ①水戸市営住宅減免申請書
- ②最新の市民税・県民税課税証明書（18才以上の入居者全員分）
- ③住民票（世帯全員分 ※本籍・続柄記載のもの）

※ただし、減免基準を満たしていても、次の場合には減免承認ができません。

- ・家賃等を滞納している世帯は対象となりません。（滞納解消に誠意が見られる場合は、この限りではありません。）
 - ・法令等で定められた手続き（異動、同居、承継、収入申告等の申請・届出）を行っていない世帯は対象になりません。
- ※生活保護世帯の場合は、上記基準とは別の基準となります。

減免基準に該当し、申請を希望される方は、下記問合せ先までお問合せください。

お問合せ先

水戸市営住宅指定管理者  一般財団法人茨城県住宅管理センター 水戸センター
〒310-0062 茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル2階

入居中のご相談等の連絡先は管理課

TEL 029(297)8360

FAX 029(233)2424

ホームページ ⇒ <http://www.ijkc.jp>

修繕・退去に関する連絡先は施設課

TEL 029(226)3300

平日受付時間は、8:30～17:15 その他夜間休日についての緊急トラブル（水漏れ・断水・停電等）緊急を要する事故等（火災・安否確認等）は、コールセンター0120-303-440をお願いします。

ベランダからの転落事故防止

窓を開けたり、ベランダに出る機会が増えたりする夏頃から、子どもが住居の窓やベランダから転落する危険性が高まります。窓が開いた部屋で子どもだけで遊んでいて発生する事例が多いようです。

特に3～4歳の子どもはほかの年齢と比べ、転落事故が多く注意が必要です。

これから迎える夏季長期休暇を前に、子どもたちへの注意喚起をお願いいたします。

＜事例1＞ 子どもが窓枠や出窓に座って遊んでいるときに網戸が外れて転落

＜事例2＞ ベランダで遊んでいるときに置いていた足場に登って手すりを乗り越えて転落

＜事例3＞ 保護者が1階にいるときに子供が2階から転落

窓やベランダ周辺的环境づくり

- 窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かない。
特に、エアコン室外機の置き場所を工夫する。
- 窓、網戸、ベランダの手すり等に劣化がないか定期的に点検。
- 窓や網戸には、子どもの手の届かない位置に補助錠をつける。など工夫しましょう！



子供の見守り・子供の教育

- 子どもだけを家に残して外出をしない。
- 窓を開けた部屋やベランダでは子どもだけで遊ばせない。
- 窓枠や出窓に座って遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりさせない。

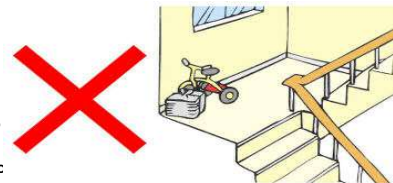


共用部への私物放置禁止について

さて最近、避難経路や非常階段部、共用通路に私物が置かれている光景を目にするようになりました。ご存知のとおり、居住部分以外は、すべて共有部分になります。

緊急の際に支障をきたす恐れがありますので、廊下や階段等に私物を置くことのないようにご協力をお願いします。

市営住宅は集合住宅であり、部屋周辺の環境整備も大切なことです。気持ちよく暮らせるよう、お互いに思いやりの気持ちをもって生活しましょう。



手続きを忘れていませんか？

下記に該当する方は、手続きが必要です。

NO	事 項	提出するもの	いつまでに？
1	子供が生まれた時	異動届と 住民票 (市営住宅に居住している方全員のもの)	30日以内
	同居者が独立等で転居した時		
	名義人以外が亡くなった時		
	離婚をして名義人以外が転居した時		
2	親族を同居させる時	同居承認申請書と関係書類	一緒に住む前に
3	離婚をして名義人が転居した時	承継入居申請書と関係書類	15日以内
	名義人が亡くなった時		
4	連帯保証人または緊急連絡先を変更する時	緊急連絡先（新規・変更）届出書と関係書類	遅滞なく

※詳しくは住宅管理センター 水戸センター（029-297-8360）へお問合せください。

※各種申請・届出の締日は毎月末日（休業日の場合は前営業日）となります。